

神奈川県横浜市	瀬売店	フライムビーフ前期	14.1	3.7	6.7	4.4	0.76	0.42										
---------	-----	-----------	------	-----	-----	-----	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上段()内数字は業者表示値

秋田県告示第406号(二十五号)
 風評の安全性の確保及び問題の迅速な対応に資する法律(昭和二十八年法律第三十三号)第五十六條第一項の規定により平成十八年六月十八日

用回収した飼料の検査結果の報告を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十八年六月十八日

秋田県知事 寺田 典城

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
中部飼料株式会社 愛知県知多市	大仙市 (株)藤久商店	若令牛育成用配合飼料	エルナカ印若令牛育成用飼料配合飼料 プロアープ F	18年1月	有害重金属 カドミウム、鉛 動物性飼料 肉骨粉	無
中部飼料株式会社 愛知県知多市	大仙市 (株)藤久商店	乳牛用配合飼料	エルナカ印乳牛用飼料配合飼料 ゲイン 80	18年1月	有害重金属 カドミウム、鉛 動物性飼料 肉骨粉	無
北日本くみあい飼料株式会社石巻工場 宮城県石巻市	由利本荘市 J A秋田しんせい い	フロイラー肥育後期用配合飼料	くみあい配合飼料 秋田比内地鶏仕上	18年1月	有害重金属 カドミウム、鉛	無
日本配合飼料株式会社東北支社塩釜工場 宮城県塩釜市	秋田市 昭産商事株式会社 社秋田支店	若令牛育成用配合飼料	日配若令牛育成用配合飼料 そよ風の薫り	18年1月	有害重金属 カドミウム、鉛 動物性飼料 肉骨粉	無
日本農産工業株式会社 社 奈川県横浜市	秋田市 昭産商事株式会社 社秋田支店	フロイラー肥育後期用配合飼料	ノーサン印フロイラー肥育後期用配合飼料 ビュアーム	17年10月	有害重金属 カドミウム、鉛	無

注) 飼料の名称欄中「S」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	ペシ消化率(%)	T D N (%)		M E (kcal/kg)	その他 の検査	
中部飼料株式会社	大仙市	エルナカ印若令牛育		(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)								

三 事業施行期間
昭和五十七年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分
昭和五十七年秋田県告示第百六十九号、昭和六十三年秋田県告示第百八十五号、平成三年秋田県告示第百九十六号、平成十年秋田県告示第百九十二号、平成十三年秋田県告示第百九十七号、平成十六年秋田県告示第百六十九号及び第八百六号並びに平成十七年秋田県告示第百二十九号の事業地を追加及び変更する。

(二) 使用の部分
なし

秋田県告示第四百九十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年五月七日付け指令平成 六百四 五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年六月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横手市前郷字下三枚橋二百六十九番地
横手市長 五十嵐 忠 悦
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
横手市平鹿町醍醐字上醍醐四十三番十、四十三番十一、四十三番二十、字醍醐東十六番一、十七番一、十八番一、十九番一、字大橋四十三番一、五十五番三、五十五番四、五十六番一、五十六番二、五十七番、五十九番一、五十九番三、五十九番四、六十番一、字下狐淵三十二番二及び三十三番二

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

- 平成十八年六月二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 退任理事の住所及び氏名
大館市榑崎字上宅地三十六番地
" 赤石字大道添二番地
 - 二 新任理事の住所及び氏名
" 虹川 久美
" 加賀谷 久

大館市板沢字乙上野十三番地二
榑崎字大堀宅地四番地
" 字沢頭七番地
" 字上野道上百十番地一
" 字高戸屋宅地四十番地
板沢字屋布七十五番地
" " 十一番地
赤石字屋布五番地

就任理事の住所及び氏名
大館市榑崎字上宅地三十六番地
赤石字大道添二番地
板沢字屋布七十七番地
榑崎字大堀宅地四番地
" 字沢頭七番地
" 字上野道上百十番地一
" 字高戸屋宅地四十番地
赤石字屋布五番地
板沢字屋布七十九番地二
" " 六十番地

退任監事の住所及び氏名
大館市出川字上野三十一番地六
板沢字屋布七十七番地
榑崎字大堀宅地三十番地
就任監事の住所及び氏名
大館市出川字上野三十一番地六
榑崎字大堀宅地三十番地
板沢字屋布八十番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月二日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十八条第八項の規定により、美郷町農業委員会から申請があった掘板地区交換分合計画について、平成十八年五月二十六日認可したので、同条第十項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 富樫 健
 - 虹川 久男
 - 虹川 真一
 - 虹川 博
 - 虹川 峯男
 - 富樫 剛
 - 石戸谷 功
 - 菊地 幸夫
 - 虹川 久美
 - 加賀谷 久
 - 富樫 英悦
 - 虹川 久男
 - 虹川 真一
 - 虹川 博
 - 虹川 峯男
 - 菊地 幸夫
 - 富樫 久男
 - 佐藤 博
 - 虹川 助司
 - 富樫 英悦
 - 虹川 正治
 - 虹川 助司
 - 虹川 正治
 - 富樫 文則

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第四号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。
平成十八年六月二日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 起業者の名称
秋田市 代表者 秋田市長 佐 竹 敬 久

二 事業の種類
市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目
秋田県秋田市 下新城笠岡字 島下	七番	畑
	公簿	現況
		雑種地

地積（平方メートル）	登記簿上	実測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
九五	一七六・四〇		四七・六六

（別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の記載は省略し、その図面は建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。）
土地所有者の氏名及び住所
不明。
ただし、
神馬 久助

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡一五番地
又は、土地登記簿表題部所有者欄の名義人 宇佐美 久助
住所不明
五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
六 裁決手続の開始を決定した日

そ の 他

平成十八年五月二十四日

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十八年六月二日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

一 試験の日時

平成十八年十月十五日（日）午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題する法令については、平成十八年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

方法 四択択一式の筆記試験による。

出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込み

インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 期間 平成十八年七月三日（月）から同月十八日（火）まで

(イ) 場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.reio.or.jp>）

イ 申込期間 平成十八年七月三日（月）午前九時三十分から同月十八日（火）午後九時五十九分まで

ウ 申込方法 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日）が試験実施日前三年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む）を入力する。

(イ) 写真ファイル（平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景でjpg形式のもの）を添付する。

エ 受験手数料 七千円

(ア) 額 七千円

(イ) 納付方法 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること。

なお、事務手数料は、本人の負担とする。

ア 郵送による申込み

(ア) 試験案内及び受験申込書の交付 平成十八年七月三日（月）から同月三十一（月）まで

(イ) 期間 （日曜日、土曜日及び休日を除く）

(イ) 場所 社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部、秋田県建設交通部建築住宅課及び各地域振興局建設部建築課

イ 受験申込書の受付期間 平成十八年七月三日（月）から同月三十一日（月）までの消印があるもの限り受け付ける。

ウ 受験申込みに必要な書類

(ア) 受験申込書（五）エ（イ）により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの）

(イ) 写真一枚（平成十八年四月一日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの）

(ウ) 登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日）が試験実施日前三年以内のもの）

エ 受験手数料 七千円

(ア) 額 七千円

(イ) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。

なお、払込手数料は、本人の負担とする。

オ 郵送先及び郵送方法 社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

六 合格者の発表

(一) 発表の期日 平成十八年十一月二十九日（水）

(二) 発表の方法 社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に掲載するとともに、合格者には合格証書を送付する。

七 試験についての問い合わせ先 社団法人秋田県宅地建物取引業協会（電話〇一八 八六五一六七）

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄